

2025

越冬手当闘争方針

燃料手当 & 寒冷地手当



連合北海道石狩地域協議会／連合北海道札幌地区連合会

2025年 9月

2025年度 越冬手当闘争方針

はじめに

本年1月から2月の北海道は記録的な暖冬となりましたが、気候異変による気温の上昇が、少雪地域の帯広市に国内史上で最大の「ドカ雪」を招いたとし、温暖化が続く中で局所的な大雪が降る地域が増えると指摘されました。また、近年は毎年のように大雨による災害が発生しており、8月には北海道北部で記録的な大雨になり、「日本海側で大雨災害の危険度が急激に高まる恐れがある」とし、北海道に初めて線状降水帯の発生予測が発表されました。北海道胆振東部地震の発生から7年を迎え、自然災害への日常的な備えが大事であると再認識するものです。

本年の道内は記録的な猛暑に見舞われた昨年を上回り、主要21地点における6～8月の平均気温が観測史上最高を記録しました。最高気温が35度以上となる「猛暑日」が計12日と昨年の2倍以上に増え、統計史上最も暑い夏となりました。熱中症による救急搬送者数も例年の約1.8倍となり、早めの熱中症対策が必要とされるなど、北海道の夏が変化していることが伺えます。

経産省資源エネルギー庁が8月27日に公表した石油製品の全国価格状況では灯油価格が1リットル当たり123.2円となっており、昨年同時期との比較では値上がりの動きを見せています。

一方、札幌市消費生活課による直近（8月10日時点）の札幌市内の灯油平均価格は125.69円となっており、同様に昨年同時期との比較で値上がりを見せています。

今年度もイスラエル軍によるイラン攻撃による中東情勢の緊迫に加え、ロシアとウクライナの攻撃激化の影響を考慮すれば例年以上に価格情勢への注視が必要です。

連合石狩地域協議会・札幌地区連合会は、灯油の価格情勢から冬季間の生活必要経費を分析し、越冬手当要求を組み立てています。この要求では実費弁償の原則（灯油ドラム缶10本分の確保）に加え越冬に要する諸費用分（寒冷地手当）を含めて水準を設定しています。

私たちはどのような情勢下であれ冬季間の生活維持のため越冬手当闘争において成果を得なければなりません。そのためには確固たる方針のもと組合員の大きな団結を背景とした盤石な闘争体制構築が求められます。

以下、2025年度の越冬手当闘争方針を提起します。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 昨年の越冬手当の妥結状況

昨年の越冬手当の妥結状況は世帯主で128,000円（連合石狩地協・札幌地区連合調査）です。

これまでは灯油価格が異常に高騰していたことから、事業主側は実費弁償の原則（灯油ドラム缶10本分の確保）に必死に反論しています。このため札幌圏で伝統的に継承されている実費弁償の原則が見直されるという事例が出てきました。これが妥結額（支給額）の企業間格差の拡大につながっています。

今後、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費を支給する実費弁償の原則を事業者側としっかり確認することが大きな課題です。

(2) 灯油価格の動向

ここ10年の間、イラク戦争後の中東情勢の悪化、中国・インド等の新興国の急激な経済成長と世界的な原油需要増、原油市場への投機活動の活発化など様々な要因が重なり原油価格の歴史的な高騰を生み出してきました。

2022年2月、米欧がウクライナに侵攻したロシアへの経済制裁を強化したことを受けて原油価格は急上昇し、日米欧などは石油備蓄の協調放出を決めました。この原油高による高値は石油製品にとどまらず、電気・ガス料金のほか幅広い製品に波及しています。8月、OPECプラスは原油小幅増産で合意しましたが、9月には一転、小幅に協調減産する方針を決めました。

2023年10月、イスラエルとイスラム組織ハマスの衝突で中東の緊張が高まる中、2024年6月には現状の協調減産の枠組みを2025年末まで延長することで合意されました。

2025年6月、イスラエルがイランに対して軍事攻撃を仕掛けたことを契機に、両国間の緊張が急速に高まりました。イランは即座に報復を宣言し、イスラエル領内へのミサイル攻撃やドローン攻撃を敢行。これにより、中東地域全体が不安定化し、1973年以来の第四次中東戦争以来、最も重大な局面を迎え、国際社会は新たな紛争の火種に警戒を強めています。トランプ政権のイスラエル支持でイランの報復による攻撃を受けた場合、中東全体の軍事バランスが崩れる恐れがあり、ホルムズ海峡封鎖に踏み切るシナリオはグローバルなエネルギー市場に壊滅的な打撃を与える最悪の展開として国際社会の懸念を集めています。

日本はエネルギー資源の約9割を輸入に依存し、その多くが中東産の原油やLNGです。ホルムズ海峡の封鎖はエネルギー安全保障に深刻な影響を及ぼし、封鎖が長期化すれば、原油価格の高騰は避けられず、国内のエネルギーコスト上昇、経済全体や国民生活への波及が懸念されます。

札幌市内の灯油価格は今年8月10日現在で1リットル125.69円です。昨年比では値上がりとなり、ドラム缶10本分で251,380円となっています。これからの需要期には例年同様に値上げしていくと考えられます。

(3) 灯油の消費量の推移【※消費実態調査終了に伴い、灯油消費量の公表はありません。】

灯油の消費量は、灯油価格が安いときは消費量が増える傾向にあります。かつては2000リットル(ドラム缶10本分)の消費が世帯標準とされましたが、近年では、灯油価格の大幅な値上げ、暖冬の影響、労働者の所得減および生活水準低下により、消費量が毎年下降しています。

消費量では、札幌市内は他地区より少ないのが特徴ですが、これはマンション等の集合世帯の割合が他地区より多いことが要因として指摘されています。

核家族化や共働き家庭の増加は昼間の灯油消費量減につながります。また家屋の耐寒構造の進歩なども灯油消費量減の要因になっています。一方、灯油価格の値上げは各家庭による暖房時間短縮および暖房部屋減等の節約志向の推進を加速させており、涙ぐましい節約努力も散見されます。また、コロナ禍以降もテレワークの推進による光熱費の増もあることから、生活者の負担は増すばかりです。

本来必要な消費量は年間2,000リットルであり、灯油ドラム缶10本分を確保することが必要です。

したがって、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げや抑制攻撃を跳ね返し、ドラム10本分の支給を確保します。

2. 闘いの基本的な方針

(1) 実費弁償の原則

従来から事業者団体は「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）を主張しています。灯油価格が安い時は「越冬補助手当」論は弱く、灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論や「支払能力」論が強くなり、灯油支給量の減を強行してきます。

私たちは合理的主張により事業者団体の減額支給の主張に対抗しなければなりません。実費弁償の原則を明確に確認し、適正な灯油価格・消費量を確保する事です。一旦、支給量が減らされた場合、原状回復は極めて困難です。強行的支給量減の主張に屈せず、ドラム缶10本分（2,000ℓ）の灯油を確保することが必要です。

北海道の越冬手当支給は戦前から北海道の厳しい冬を越すための手当として定着してきたものです。この歴史的慣行を死守し、労働者の生活基盤としての福利を確保しなければなりません。

◆ 事業者側の「越冬補助手当」論の主張

- ① かつて賃金の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものであり、その後の賃金水準改善により越冬手当の役割は終わった。
- ② 原油値上げ等の海外要因による燃料高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。灯油の全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても到底不可能であり、支給する義務もない。
- ③ 寒冷地手当は、毎月の賃金等を含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給するのはもってのほかである。
- ④ 省エネルギーの国策には労使共に協力すべきである。節約して灯油支給本数を減らすべきである。実際に毎年、各世帯の灯油消費量も減っている。
- ⑤ 北海道内生活者に限定する手当支給は不公平である。
本州ではクーラーが普及しているが暑さ手当は支給されていない。
特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症で死亡する者が増えているが、それでも本州にはクーラー手当等の制度はない。電気も含む家庭のエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

◆ 労働者側の「実費弁償の原則」の主張

- ① 賃金水準の伸び悩みの中、灯油代金に加え越冬諸費用は、確実に増加しているし、家計への負担増になっている。

- ② 石炭手当の時代から現物支給・実費弁償は北海道の会社運営に労使の社会的合意事項として定着している。北海道の厳しい冬季間における労働者の生活保障は企業が履行すべき事項として社会常識化している。したがって灯油価格について消費する実費を支給するのは当然である。
- ③ ストープ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の生活必需出費であり、燃料手当と別枠の寒冷地手当として支給することは当然である。
- ④ 省エネルギーは政策的見地からの総合的な対策が必要である。労働者は政策的見地を先取りし日常から省エネに努力している。これ以上の節約は限度がある。
- ⑤ 北海道の寒さと本州の暑さは比較対象とはならない。
北海道における「暖房」は死を回避するための手段であり、暖房の節約には限度がある。クーラー稼働のための電力消費の節約とは同列ではない。

以上をふまえて越冬手当交渉では「実費弁償の原則」と「経営者全額負担」の合理的原則を明確にし、事業者団体の「越冬補助手当」論を突破します。

（２）生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

越冬手当は冬を越すに足りるだけの手当でなければなりません。

燃料手当のみでは冬を越すことはできません。

どうしても「寒冷地手当」の必要性を認めることが重要です。

今まで「寒冷地手当」の取り組みは灯油価格高騰の影響も大きく、燃料手当交渉における灯油消費量の実費分確保に集中せざるを得ませんでした。しかし本年の取り組みは、越冬諸費用確保を強く意識した本来の「越冬手当」の闘いにこだわります。

越冬諸費用を項目立・加算した寒冷地手当の制度化が難しい場合は、燃料手当分にプラス α 分を上積みしていくこととします。越冬諸費用の内訳は標準的モデル世帯の場合の越冬諸費用（ストーブ、煙突、衣料、靴、除雪など）から積算しており、15万円強を目途とします。

また、暖房設備に関する費用（ストーブの購入、掃除など）だけでも、5万円は要しますが、最近は各家庭に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などの設備が必要となりつつあります。それぞれ50万円から100万円の価格となっています。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム缶10本分を要求します

◆ 手当の呼称

越冬手当は燃料手当と寒冷地手当の総称とします。

企業によっては呼称が暖房手当になっていたり、呼称が寒冷地手当で燃料手当も含めて支給していたり、また呼称が燃料手当で寒冷地手当も含めて支給しているところと様々です。

基本的には燃料手当と寒冷地手当に区分して要求します。

灯油ドラム缶10本分は2000ℓです。

灯油1リットル単価を135円として要求します。

※ 135円×2000ℓで270,000円です。

◆ 本年の越冬手当要求は下記のとおりとします。

燃 料 手 当	灯油実勢価格のドラム缶10本分【2000ℓ】
越冬手当	(灯油1リットル135円の場合は270,000円)
寒冷地手当	最低でも50,000円以上

燃料手当灯油ドラム缶10本分に寒冷地手当5万円以上を含めた越冬手当を確保します。寒冷地手当制度のない組合は、制度化に取り組めます。

寒冷地手当制度の創設が困難な場合は、燃料手当灯油ドラム缶10本分に越冬諸設備・費用分5万円以上を上乗せし要求します。

なお、現在の灯油市況は前述のとおり札幌市内で8月10日現在、1リットル125.69円前後です。しかし、今後需要期に入ることから1リットル10円～15円以上の値上げが予測されます。灯油の実勢価格を判断して、最低でも1リットル130円台を確保します。

市内・道内の灯油価格を踏まえてドラム缶10本分は必ず確保します。

妥結後に灯油価格が大幅に値上げした場合は、その差額分の取り扱いも支給を前提に取り決めること(協定化)が大切です。また、事業者団体で共同購入価格を提示する場合も想定されますが、共同購入価格は各人の努力によるものであり次元が違うものです。あくまで実勢価格により要求します。

この間の越冬手当交渉では、灯油価格の上昇傾向が著しい時期は燃料手当の支給額も従前に比して大幅な引上げとなりました。その際事業者団体の主張は、企業の支払能力の限界を前面に出し越冬補助論を強く主張し対決姿勢が明確に表れていました。

昨年以降、灯油価格は対前年比で著しく上昇傾向にあったことから、これまで同様の「企業の支払い能力の限界」や「越冬補助論」が前面に浮上する背景にあります。

したがって私たちは「実費弁償の原則」や「経営者全額負担」を強くアピールし、事業者団体の主張を突破します。

「実費弁償の原則」や灯油ドラム缶10本分の確保などが労働協約（協定）で確認されているにもかかわらず、事業者団体が履行しない場合は労働組合法違反として不当労働行為に該当します。労働協約が締結されていない場合であっても就業規則で明記されている場合、一方的な支給削減は労働条件の不利益変更として不法行為となります。

今までの労使慣行で灯油の実費支給やドラム缶10本分の支給が続いているにもかかわらず、その慣行を一方的に無視して支給削減することも不利益変更となります。

◆ 地場と出先、規模別の支給状況

道内地場中小企業の場合、戦前から今日まで厳しい冬を越すための費用は事業者が負担することが慣習として履行されている事例が多く見られます。

しかし本州企業では燃料手当への理解がなく出先支店の一部には燃料手当を支給しない企業も見られます。近年は記録的猛暑が続くことから「本州にはクーラー手当がない」のに、北海道だけ燃料手当を支給するには不公平であるとの主張が予測されます。

私たちが北海道特有の積雪寒冷地の実態を訴え、北海道の「しばれる」冬の厳しさと豪雪との闘い、これに伴う膨大な費用の支出等の生活感ある厳しい現実を本州の事業者・経営者に理解させましょう。そして本州企業の出先支店で未だ越冬手当（燃料手当と寒冷地手当）の支給制度がないところに、必ず支給制度を確立しましょう。

（２）一括支給の履行確保

- ◆ 準世帯主の支給内容は世帯主の3分の2以上、非世帯主の支給内容は世帯主の3分の1以上とします。
- ◆ 妥結後に灯油単価が大幅に上昇（少なくとも5円以上）した場合は、差額の支給（あるいは再交渉）を協定化します。
- ◆ 寒冷地手当の要求根拠は、前述のとおり越冬諸費用が15万円強を要することから、最低限でも暖房器具に関する5万円以上の費用分を要求します。
寒冷地手当の制度化が難しいところは燃料手当にその分を上積みさせます。
- ◆ 一括支給とする。
燃料手当は、過去の北海道経済連合会の調査では支給企業の71.9%で一括支給が履行されています。
支給月は10月が71.1%で最も多く、次いで11月が14.5%です。
様々な理由を示して分割支給が提案される場合であっても、原則一括支給の履行を求めます。

(3) 税金は企業負担とする

燃料手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものです。

しかし税金を負担すると実質2,000リットルの灯油を買うことができません。したがって税金については会社負担とし、要求額は手取り支給額であることを明確にします。

(4) 連携をとって統一行動を

灯油価格の一般的動向では8月から2月までは上昇傾向を辿り、以降はなだらかな下降線を描きます。今年の灯油価格は先行きが不透明ですが、需要期の価格上昇は明らかであり、交渉時には事業者側より支払い能力の限界を理由とした「越冬補助論」が強く打ち出され対決姿勢となることが想定されます。

効果的な対処方法は団結で体制を固めて、交渉力を強化することです。

越冬手当は産業種別の統一闘争が比較的に取り組みやすい課題となることから、交渉力強化のためにも、産業種毎に情報や連絡を密にして統一した闘争体制構築に取り組みましょう。

越冬手当闘争は地域的な水準や相場の動向が大きく影響し、灯油の実勢価格が主な争点となります。また、実勢価格の情報を可能な限り早く的確に収集することが重要です。連合石狩地協・札幌地区連合への情報集中と連携関係機関（札幌市、北海道など）への問い合わせなどしっかり取り組みましょう。

灯油価格の問い合わせは

◆市内の平均価格は

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 TEL (011) 728-2111

◆道内各地の平均価格は北海道環境生活部くらし安全局

消費者安全課消費者安全グループ TEL (011) 204-5212

全体状況の問い合わせは

◆連合石狩地協・札幌地区連合 TEL (011) 210-1212/210-0505

2024年度 燃料手当 妥結状況

組合名	妥結額・ドラム本数			寒冷地手当
	世帯主	準世帯主	独身者	
雪印メグミルク労働組合		所定の計算による	所定の計算による	
全たばこ産業労働組合北海道支部				21,000
木田製粉労働組合	231,753 (9.7本)	154,502 (世帯主2/3)	115,877 (世帯主1/2)	0
キッコーマン労働組合	130,000		15,000	
SUMCO労働組合千歳支部	74,178 (634L)	37,089 (317L)	24,687 (211L)	
北海道不二サッシ労働組合	97,000 (808L)	58,000 (485L)	34,000 (283L)	
アズビル金門労働組合北海道支部	(7.0本) (1,400L)	(3.5本) (700L)	(2.0本) (400L)	
レンゴー労働組合恵庭支部	226,100 (1,900L)	119,000 (1,000L)	59,500 (500L)	
日本ヒューム労働組合札幌支部	118,000 (1,000L)	39,530 (335L)	73,160 (620L)	
北興化学労働組合北海道支部	94,800 (796L)		31,600 (265L)	—
開発調査研究所労働組合	180,000		90,000	
機械開発北旺株式会社労働組合	140,000		70,000	0
日詰工業株式会社労働組合	100,000	60,000	20,000	
白鶴酒造労働組合札幌分会				115,000
札幌市交通労働組合				130,000
北海道電電輸送労働組合	190,400 (8本)	142,800 (6本)	95,200 (4本)	0
JP労組北海道地方本部				13,190～11,270
松岡満運輸労働組合	135,100	70,500	48,900	
札幌労働組合	150,000	150,000	60,000	0
東札幌日通輸送労働組合	81,000	40,500	16,200	0
北海道西濃運輸労働組合	178,497 (1,485L)	124,948 (1,039.5L)	53,549 (445.5L)	なし
朝日交通労働組合	50,000			
ダイコク交通労働組合	31,230		31,230	
定山溪鉄道支部	125,000	83,340	62,500	
北都バス支部	120,000	120,000	60,000	
日本放送労働組合北海道支部				28,000
北海道新聞HotMedia労働組合	216,230 (1,792L)	114,870 (952L)	59,850 (496L)	0
北海道赤帽ユニオン	(1,500L)	(1,000L)	(500L)	なし
北海道日野自動車労働組合	214,200 (1,800L)	83,300 (700L)	35,700 (300L)	なし
北海道パワーエンジニアリング労働組合	141,000	85,000	25,000	—
北電総合設計労働組合	139,600		83,800	
ネットトヨタ札幌労働組合	94,000	44,200	22,100	0
トヨタエルアンドエフ札幌労働組合	94,000	44,200	16,600	0
トヨタモビリティパーツ労働組合北海道統括支部	77,652	77,652	77,652	0
札幌トヨタ自動車労働組合	94,000	44,200	22,100	
北海道日刊スポーツ新聞社労働組合	90,000	45,000	45,000	

組合名	妥結額・ドラム本数			寒冷地手当
	世帯主	準世帯主	独身者	
札幌市役所職員組合	130,000	72,500	49,000	燃料手当に記載
全道庁労連札幌総支部				115,400
市立札幌病院職員労働組合	130,000	72,500	49,000	燃料手当に記載
札幌市役所労働組合				扶養有130,000、無72,500
千歳市職員労働組合				上限23,360
石狩市職員労働組合				26,000円/月
恵庭市職員労働組合				116,800
札幌市学校事務労働組合	130,000	72,500	49,000	130,000
さっぽろ公共サービス労働組合スポーツ協会支部	なし	なし	なし	116,800
北海道都市職員共済組合労働組合				23,360
新篠津村職員組合	0	0	0	制度有
中央バス自動車学校労働組合	151,000	75,500	45,300	
全水道札幌水道労働組合				116,800
北海道労働金庫労働組合				116,800
林野労組石狩分会	0	0	0	23,360
北海道国税労働組合	最大26,380	最大10,340	最大14,580	燃料手当に記載
東日本高速道路労働組合北海道支部				8,600～26,380
全財務労働組合札幌支部				8,600～26,380
雇用支援機構労働組合北海道能開大支部				13,060
雇用支援機構労働組合北海道支部				13,060
全開発札幌支部				26,000×5ヶ月
東部清掃ユニオン	140,000	120,000	100,000	0
北海道建設国民健康保険組合職員労働組合	63,000	42,000	21,000	燃料手当に記載
建設国保西ユニオン	100,000	80,000	50,000	
ベルックスユニオン	80,000			
鹿の湯労働組合				135,000
北海道森林組合連合会職員組合	131,900	72,900	51,700	燃料手当に記載
住宅生協職員組合	100,000	67,000	33,000	

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 TEL 728-2111

2024年度					2025年度				
月日	価格幅 (円)	平均 価格	対前回 比%	対前年 同期比%	月日	価格幅 (円)	平均 価格	対前回 比%	対前年 同期比%
4. 10	110～131	119.78	0.2	5.4	4. 10	119～147	130.99	0.3	9.4
5. 10	110～131	119.49	△0.2	5.2	5. 9	119～147	130.59	△0.3	9.3
6. 10	110～131	119.31	△0.2	5.3	6. 10	115～143	125.53	△3.9	5.2
7. 10	110～135	119.49	0.2	4.8	7. 10	115～143	125.57	0.0	5.1
8. 9	110～131	119.14	△0.3	1.9	8. 8	115～143	125.69	0.1	5.5
9. 10	112～131	119.45	0.3	△4.3	9. 10				
10. 10	110～131	119.46	0.0	△3.1					
11. 8	109～129	119.34	△0.1	2.1					
12. 10	109～132	119.86	0.4	2.1					
1. 10	114～141	125.32	4.6	6.3					
2. 10	119～147	130.65	4.3	9.1					
3. 10	119～147	130.58	△0.1	9.2					

* 1リットル当たり・消費税込みの価格

北海道における灯油価格の推移

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全グループ TEL 204-5212
単位：円／1ℓ

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2024	119.4	118.9	119.0	119.2	119.6	119.3	119.9	120.2	119.5	124.0	129.2	129.9
2025	129.5	128.9	124.9	124.0	124.9							

毎月 10 日現在／毎月末日公表 * 1 リットル当たり